



Title	西洋法制史（特集 2008年学界回顧）
Author(s)	林, 智良
Citation	法律時報. 2008, 80(13), p. 312-313
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/51788
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

西洋法制史

三成賢次

林 智良

阪上眞千子

的場かおり

二 古 代

今年、古代法分野で共同著作・論文集の公刊他の大きなイベントを見いだすことはできなかったが、個別の論考により多彩な成果を得ることができた。まず、ギリシア法について。桜井万里子「古代ギリシアにおける家の継承——後継者確保のための法制と慣行」(辻村みよ子監修・編『ジェンダーの基礎理論と法』東北大学出版会所収)は、ジェンダー学に関わる総合研究のうちで女性の地位・権利に関わる歴史研究という位置づけを得て、古典期アテナイにおけるオイコスの継承と婚姻法制、そこにおける父系原理と母系原理の交錯を明らかにする。次いで、イスラエル法に関する赤井伸之「古代イスラエルにおける死刑考——「石打刑」(聖泉論叢一五)」は、ヘブライ語・ギリシア語史料他の検討に基づき、古代イスラエルにおける一般的な死刑方法である石打刑の対象となる犯罪類型と実施方法を考察する。

ローマ法では、まず、王政期から古典期までの発展に重点をおき、時に諸

制度の始原的考察に立ち戻りながら簡潔にローマ法の歴史的展開を概観する教科書としてウルリッヒ・マンテ／田中実『瀧澤栄治訳『ローマ法の歴史』（ミネルヴァ書房）が出た。次いで、

期の民会「控訴」に関する理論を軸に論じており有益。

ることから出発し、自由な証拠評価原理の成立とそれへのハドリアーヌ帝の関与を検討した後、『勅法彙纂』中の関連規定を考察する。同氏による同誌掲載の成果は多数に上るが、ここでは二回連載の前記論文に絞って取り上げた。

構成に対する批判に至る。

公法・国制に関わる論考では、本間俊行「帝政期都市ローマにおける消防活動と社会的地位」（北海道大学／西洋史論集一〇）が、都市ローマにおける消防隊とウィクスを分析する過程で、

私法に関わる論考では、菅尾暁「制限超過利息支払いにおける元本充当及び返還請求——セウエールス帝の勅令（D.12.6.26 pr.）を中心に」（九法九五）が、古典期ローマ法における利息の一二％制限規律を、「非償の利息」という概念の検討と標記法文の分析を軸に丁寧に検討している。森光「古典期ローマ法における無償住居提供の法的性質決定」（新報一一三・一一一一）

歴史方法論に関わるものとしての吉原達也「バハオーフェンにおける神話・伝説・歴史」（広法三一・四）は、ローマ王統神話に現れるタナクイルラの女性伝説をモチーフとし、そのオリエント的影響を探究したバハオーフェンの著書『タナクイルの伝承』を考察対象に彼の神話・伝説、歴史探究の方法を検討する。さらに、同氏による「バハオーフェンの神話解釈(1)」（広法三二・一）の連載が始まった。ローマ法から説き起こした作品でも実定法解釈学に重点をおく判断したものについては原則他分野によるが、本項で特に以下の作品を挙げたい。石川真人「法学的構成について」（法雑五四・一）は、負担付死因贈与契約と（契約成立・義務履行後作成の）自筆証書遺言との効力につき判示した最高裁判例から出発し、まずローマ法における「負担」のあり方を考察し、同判例の

招聘研究者の講演録・翻訳論文としては、ローザンヌ大学フリッツ・シュトゥルム名誉教授の作品が、「講演／Digestenexegese——ディーゲスタの解釈」【学説彙纂の釈義】（比雑四一・一）以下、同誌に計三点掲載された。基本的研究文献の邦訳として、W・W・バックランド、アーノルド・D・マックネアー／眞田芳憲『蘇田三千穂』北井辰弥・森光訳「ローマ法とコモン・ロー——一つの概説的な比較として（4）」（比雑四一・三）が継続中。史料邦訳として、テオドシウス法典研究会「テオドシウス法典(1)」（法政史学六八）が、紀元後三三〇年二月〜三三一年八月の法令に及び、順調に継続中。最後に、評者自身の作品に次の二点がある。『Roman Law Studies and the Civil Code in Modern Japan: System Ownerships, and Co-ownership』(OSAKA UNIVERSITY LAW REVIEW 55)、『学説彙纂』第一七巻第一章（委任訴権あるいは委任反対訴権）についての覚え書き」（奈良産二〇・三）。

法・行政史に示唆を与える。佐々木健『「ルーケリア碑文」に見る共和政中期ローマ世界における宗教法制の一断面（1）（2）完』（論叢一六一・五、一六三・一）は、聖林での汚物投棄・死体遺棄・追悼式挙行を禁じた標記碑文を素材に、ラテン語史料とオスク語史料に対する歴史言語学的分析を援用しつつ、宗教法制のあり方と法的規制手法の重層性とを考察する。藤野奈津子「ローマの元首政について」（三重短期大学／地研年報一三）は、テオドル・モムゼンの国制理論に対する最近の評価を、学説史的経緯を踏まえつつ紹介検討する。主に元首政に対する「二員政論」的把握と、「革命」理論、共和政

（二）は、無償での住居提供が有する法的性格、これに対する法学者の見解を、「habitatio」という言葉の語義、住所の無償提供の実態他の検討を踏まえて明らかにする。Alexis D'Hautcourt, "The Greek Side of Roman Law" (Kodai, 13=14) は、ユ帝『学説彙纂』・『勅法彙纂』等の法史料、法学者の議論・知的素養他におけるラテン語ローマ的要素とギリシア語ローマ的要素の対立を展望する。岡徹「証人と証言(1)(2)」（関法五七・三、五八・二）は、最初に証人に関するモノグラフを記した紀元後四世紀の法学者アルカディウスの記述を中心とした、『学説彙纂』中の証人関連諸規定を悉皆検討す

（はやし・ともよし 大阪大学教授）